

こころ訪問看護ステーション運営規程

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こころが設置する、こころ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは指定訪問看護を提供することにより、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指し努めなければならない。

2 ステーションは指定介護予防訪問看護を提供することにより、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：こころ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：滋賀県長浜市宮司町274番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（必要に応じて雇用する。）
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から翌年1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 主治医がステーションに交付した指示書と、ケアプランにより、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第9条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、速やかに管理者及び主治医・家族に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 1 介護保険で居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 1体につき10,000円

(2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費

通常の実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり 50円

(3) コピー代 1枚 10円

3 訪問看護を行う場合は、利用者又はその家族に対し提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常事業を実施する地域)

第11条 ステーションが通常事業を行う地域は、長浜市、米原市、彦根市とする。

(相談・苦情対応)

第12条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第13条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第14条 1 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ利用者又はその代理人の了解を得るものとする。又、利用者の家族の個人情報を外部へ情報提供する場合についても、あらかじめ家族の同意を得るものとする。

(人権擁護及び虐待防止に関する事項)

第15条 1 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護及び虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) 人権擁護及び虐待防止等に関する責任者の選定及び措置

2 当事業所は、サービス提供中に、訪問介護従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第16条 当事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の居宅サービス事業所および、医療施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後3か月以内の初任研修

(2) 年1回以上の業務研修

2 職員は、誓約書のとおり、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

附 則

この規程は、平成27年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 8月 21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 3月 15日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年 5月 31日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年 11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 3月 1日から施行する。